

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出をもとめます。

令和元年7月1日

### 1 業務概要

- (1) 件名 令和2年度利用者支援事業  
ひろば型中間支援センター事業運営委託
- (2) 履行期間 令和2年4月1日～令和7年3月31日  
(契約は単年度ごとに締結し、各年度において本契約に係る予算の配当があること及び履行実績が良好であることを契約締結の条件とする。)

### (3) 業務内容

子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現に寄与するため、子ども及びその保護者等並びに妊婦及びその配偶者がその選択に基づき、多様な教育・保育施設及び子ども・子育て支援事業を円滑に利用するために必要な支援事業の運営を行うこと。基本的な業務内容は以下のとおり。

#### 【利用者支援事業基本内容】

- ① 子育て支援に関する情報の集約・提供
- ② 子育て家庭等への相談支援
- ③ 関係機関との連携等
- ④ 必要な社会資源の開発
- ⑤ 事業周知、広報・啓発活動
- ⑥ その他事業を円滑にするための必要な諸業務

#### 【ひろば型中間支援センター事業内容】

- ① 利用者支援事業ひろば型基本事業実施者の紹介
- ② 情報の集約・提供
- ③ 利用者支援事業ひろば型基本事業実施者の支援
- ④ 利用者支援事業ひろば型基本事業実施者向け研修の実施

#### 【世田谷区産前・産後訪問支援に伴うマッチングサポートの実施】

世田谷区産前・産後訪問支援事業実施に伴い、子ども家庭課から訪問支援の利用者の連絡を受けた時は、支援につなげるサポートとして当該訪問家庭と訪問支援受託事業者との訪問調整を行うとともに、当該訪問支援家庭を必要に応じ地域資源につなげる。

### 2 募集数

1か所（ひろば型中間支援センター）（区内全域を対象）

### 3 参加資格

申込み時点において、当事業の運営が可能であり、政治若しくは宗教活動又は営利を目的としない法人（以下、「法人」という。）で、次の各事項をすべて満たしたものとします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更正手続き開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者であること。
- (4) 都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (5) 区から補助を受け、週5日以上開設するおでかけひろば事業の運営実績を参加表明書提出日時時点で1年以上有していること。

#### 4 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、資格の確認のみを行う。

#### 5 審査

委託事業者選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置し、提出書類の審査及びヒアリング審査をもとに、合議のうえ決定する。

##### (1) 書類審査

提出された書類に基づき審査を行う。

審査は選定委員会の各委員が行うものとする。

書類審査期間：令和元年9月4日（水）～令和元年9月13日（金）

##### (2) ヒアリング審査

選定委員会の委員によるヒアリング審査を行う。

ヒアリングは業務責任者を含む1名以上で参加すること。

ヒアリングの際に電子機器の使用、追加資料の提出等は受け付けない。

書類審査、ヒアリング審査の合計得点が最も高いものを選定事業者とする。

ヒアリング予定日：令和元年9月30日（月）

結果通知予定日：令和元年10月9日（水）

#### 6 提案書を特定するための評価基準

##### (1) 提案書の内容については以下の基準により審査を行う。

- ① 本事業の実施方針の理解度
- ② おでかけひろば事業の運営実績及び状況
- ③ おでかけひろば事業での相談対応
- ④ おでかけひろば事業を通じての地域とのつながりの状況
- ⑤ 産前・産後訪問支援に伴うマッチングについて
- ⑥ 本事業に関する提案内容
- ⑦ その他（個人情報保護、事故防止、苦情処理の対策等）
- ⑧ 準備期間におけるスケジュールの具体性

##### (2) 上記（1）の基準のほか、以下の点の適否についても審査を行う。

- ① 職員配置の内容が事業を実施できる体制を組んでいること、また業務責任者の業務履歴が事業内容にあったものであること。
- ② 法人の経営状態が健全であり、本事業の受託に堪えられるものであること。
- ③ 経費見積もりの金額及び内容が妥当なものであること、また区の提案限度額を超え

ないこと。

## 7 手続き等

### (1) 担当課

世田谷区子ども・若者部子ども家庭課子育て支援

住 所：〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

世田谷区役所第1庁舎5階

電 話：03-5432-2569

FAX：03-5432-3081

問い合わせは、土日・祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

### (2) 事業者向け説明会の開催

①日 時：令和元年7月26日（金）

②会 場：世田谷区立子ども・子育て総合センター3階研修室

③方 法：令和元年7月16日（火）正午までに申込用紙を上記担当課にファクシミリで送付すること。申込用紙の配布は、上記担当課での手渡し、ファクシミリ、ホームページからのダウンロードで行う。

④質 疑：説明会における当日質疑の概要については、7月31日（水）までにホームページに公開する予定。

### (3) 説明書の交付期間、場所及び方法

①期 間：令和元年7月1日（月）より8月2日（金）正午まで

②場 所：上記（1）に同じ。

③方 法：上記担当課での手渡し、ファクシミリ、ホームページからのダウンロード  
なお、土日・祝日はホームページのみとする。

### (4) 参加表明書の受領期限、提出場所及び方法

①期 限：令和元年8月2日（金）正午必着

②場 所：上記（1）に同じ。

③方 法：持参または郵送すること（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。）

### (5) 提案書の受領期限、提出場所及び方法

①期 限：令和元年9月3日（火）正午必着

②場 所：上記（1）に同じ。

③方 法：持参または郵送（郵送の場合、郵便事故等による遅延等について、区は責任を負わない。）

### (6) ヒアリングの実施について

実施日、実施場所、実施内容等については、招請通知発送以降に通知する。

※令和元年9月30日（月）を予定

### (7) 審査結果通知

令和元年10月9日（水）に文書で通知する（予定）。

## 8 スケジュール

説明書交付期間

7月 1日（月）～8月2日（金）正午

事業者向け説明会申込締切

7月16日（火）正午

事業者向け説明会	7月26日(金)
参加表明書の受領期限	8月2日(金) 正午
招請通知発送	8月7日(水)
質問提出期限	8月9日(金) 正午
質問回答	8月21日(水)
企画提案書受領期限	9月3日(火) 正午
書類審査期間	9月4日(水)～9月13日(金)
ヒアリング審査	9月30日(月)
結果通知	10月9日(水)

## 9 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金 免除
- (3) 契約書の作成の要否 要
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無
- (5) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (6) 関連情報を入手するための照会窓口は、上記7(1)と同じ。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。
- (8) 本プロポーザルは事業者の選定のみを目的とし、契約に際して、区は提案の内容に拘束されない。
- (9) 詳細は説明書による。